# 「3〕教育に関わる制度、支援・連携体制

難民の子どもたちの教育支援を考えるとき、現状で活用できる 既存の制度がいくつかあります。国によるもの、都道府県によるも の、そして民間団体のものがあります。こうした支援制度を上手 に活用すると、より効果的な支援の可能性が広がります。

# (1) 国の制度、支援体制

外国人の児童生徒の日本語指導に対する文部科学省の考え方は、平成26年から大幅に変わりました。省令の改正により、公立小中学校では、これまで「課外授業」の扱いだった日本語指導は、正規の教育課程(「特別の教育課程」)として編成・実施できるようになりました。実施するには、学校が学校設置者(市区町村教育委員会)に「指導計画」とともに届出をする必要があります。

また、文部科学省は平成4年度より「日本語教育が必要な外国人児童・生徒」の日本語教育および適応指導を担当する専任教員の加配措置を掲げています。加配の配置は都道府県の教育委員会で決められ、また給与の一定額は文部科学省が負担しています。文部科学省によれば、平成20年度予算においては全国で加配教員985人分を計上し、その給与費の3分の1を負担しています。

外国人児童生徒を受け入れる公立学校に対してのマニュアルとして、「外国人児童生徒受入れの手引き」を作成したり、あるいは外国人児童生徒の教育に関わる教員のための研修を充実させるための、「外国人児童生徒教育研修マニュアル」を作成したりしています。

そのほか、外国人児童生徒の日本語の能力を把握し指導方針を検討するための「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA | や、日常会話の日本語は理解できるものの、教

科学習についていけない外国人児童生徒の指導を円滑にするため、日本語と教科指導を統合したカリキュラムであるJSLカリキュラムの開発などをおこなっています。

ここまで紹介した制度については、すべて文部科学省のウェブサイト「CLARINET」で閲覧、および資料のダウンロードができます(資料編:資料番号26)。

# (2) 都道府県、あるいは市町村の制度、支援体制

都道府県レベルの支援制度としては、公立高校の入試に対する特別措置や、入試の特別枠などがあります。例えば、公立高校を受験する際、日本語能力が高くない外国人生徒を対象にし、時間延長やルビ打ちをする「入試特別措置」や、入学枠に外国人生徒のための特別枠を設け選抜をおこなう「特別入学枠」を実施する都道府県があります。こうした措置は、必ずしもすべての都道府県で実施しているわけではないので、どの都道府県が実施しているか確認してみるとよいでしょう。中国帰国者支援・交流センターや各自治体などで情報を得てください。

日常の学校生活においては、来日間もない外国人児童生徒の初期指導や、母語による相談、教科支援まで含めた指導のための指導員の派遣を、市区町村の負担で実施している場合もあります。また、文部科学省が平成26年1月に出した通知で、「児童生徒の受入れに当たって在籍させる学年については、必ずしもその年齢にとらわれることなく、必要に応じて相当の下学年に在籍させることについても配慮すること」としているように、外国人児童生徒を受け入れる際、日本語能力などの問題により、必要であれば年齢相当の学年より下の学年に編入させる「過年」の措置を実施する場合もあります。小学校から中学校、中学校から高校へ進学する直前の年齢(例えば12歳、15歳)で来日した際に、1年下(5年生、中学2年生)の学年にいれて日本語力の向上を

目指す場合などがよくある事例です。 市区町村によって考え方が 異なりますが、心身の発達状態や、アイデンティティに対しての 配慮をしながら、在籍学年を検討する必要があります。

#### column

#### 過年か、外国人枠か

集住地域で活動する非営利団体などには、来日する児童に関する情報が学校よりも先に入ることがあります。呼び寄せた親からの相談が寄せられるためです。また学校の関係者よりも「過年」措置に関する事例を多く知っている場合もあります。特に高校進学前の15歳の年齢で来た場合には、親と学校との間に入って、本人たちの希望を聞き、中2にすることもあれば、外国人特別枠で定時制高校を受験させることもあります。

# (3) 非営利組織、地域コミュニティ、先輩難民ネットワークによる支援

外国人児童生徒へのサポートの多くを民間の非営利団体が担う場合もあります。外国籍住民が多い地域の民間団体の中には、多言語での高校進学ガイダンスをおこなうところもありますし、地域密着型のNPOでは、小中学生に向けた日本語指導や補習教室をおこなうところもあります。最近は、東海地区や神奈川県などで、日本の保育・幼児教育の経験のない子どもたちが小学校に就学する前に、就学前準備教育をおこなう「プレスクール」などの活動も見られるようになっています。

また、特にアイデンティティ・クライシスに陥る子どもたちをサポートしようと、先に定住している先輩難民が主導して、母語や母文化に関わる教室を実施するところもあります。

#### episode

## Dさん、ありがとう

本人も難民としてやってきた人が、長じて学校で通訳や学習サポートに入る場合もあります。難民の背景を持つDさんは集住地域で小学校と中学校で支援活動をしています。来日時に12歳を超えていたEちゃんが小学校に入った時は、体も大きくなかなかクラスに馴染めませんでした。Dさんが課外の時間もサポートに入り、日本語や生活習慣を教えました。Dさんの机にはFちゃんからの感謝状が飾られています。

#### column

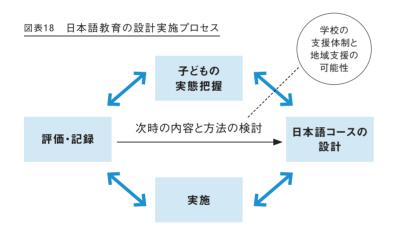
## 地域密着型の非営利組織の活動例

日本では、地域密着型で外国籍住民に支援を実施する団体が多数 あります。その支援には、生活相談、多言語情報の提供や翻訳サー ビス、日本語教育、子どもの居場所づくり、フリースクール、進学支援、 就労支援などが含まれます。多文化まちづくり工房(横浜市)、多文化 共生センター東京(荒川区)、みんなのおうち(新宿区)、可児市国際 交流協会(可児市)、トルシーダ(豊田市)など、地元の団体をみつけ、 連携できるとよいでしょう。

# 「4]日本語教育・教科学習支援の内容と方法

## (1) 日本語教育の「計画⇒実施⇒評価 |

子どもたちの実態把握後、学校の指導体制(取り出しの時間数や担当者)と地域の支援の可能性を考慮して、日本語コースを設計します。実施後は、どんな学習をし、子どもたちがどのように参加したかを連絡ノートなどに記録し、日本語指導担当者と在籍学級担任、そして可能であれば支援者の方と共有してください。その記録などをもとに、教える内容や方法を調整しながら指導を継続します。3カ月程度に一度は、子どもの実態を再度把握し、コースを見直すことが必要です。



学校では、支援・指導体制が決定したら、「特別の教育課程」 として編成・実施するかどうかを教育委員会と相談して決定しま す。実施する場合は、図表16の〈日本語指導のコース設計〉を 参照し、子ども一人ひとりについて指導計画を立てて教育委員 会に申請します。また、個別の指導計画と実施報告を作成して 学校内で保管し、成績に関しては、指導要録の所見欄に「特 別の教育課程」として実施した日本語指導における学習の達成度などを記載してください。

# (2) 子どもたちの実態を多面的に把握

難民の子どもの日本語指導を計画する前に、面接で保護者と本人に、下の項目を尋ね、子どもたちの経験や力を多面的に把握することが必要です。

- ●日本語の力
- 2母語の力、他に話せる言語
- ③来日前の滞在地と経験
- 4 学習歴(学校で学んだ内容)
- 5家庭での生活の様子
- 6保護者の教育への関わり

特に、子どもたちがこれまでにどんな学習経験があるのか、母語の力がどの程度かを捉えることが、子どもたちにどんな内容・方法で教えるかを決定する上では重要です。日本語の力の把握には、文部科学省開発のDLA([3]参照)を使うなどして、4技能のバランスを見てください。特に、読み書きの力を丁寧に見とってください。

# (3)日本語指導のコース設計

子どもの実態を把握したら、週に何時間、どの教科の時間に 日本語指導をおこなうか、放課後に別途日本語指導をするかを 検討します。その時間を担当する教員が決まったら、3カ月単位 で日本語指導の計画を設計します(コース設計)。

コース設計では、まず「いつまでに日本語で何ができるようになるか」という目標を設定します。次に、そのために「何を」、「どのようなペースで」、「いつまで」という考え方で内容を選定して配置します。図表16を参照し、それぞれの内容をプログラム化して組

み合わせて実施することが期待されます。日本語そのものに関わる内容は以下の①~③、教科と関わる内容は④~⑤、それ以外の日本への適応や社会参加を促すための内容は⑥~⑦です。

#### episode

## 災害って!?

F君は来日4年目、日常会話はもちろん、教科学習でもほとんどのことは理解できるようになっています。しかし、学校で「災害時の避難場所」について学んだ時には、地域の様子も地震などの災害の経験も少ないため、知らないことばかりでした。F君は、学校で学んだ「避難場所」について家族にも伝えたそうです。生活日本語の学習は終了しても、状況に応じて健康・安全に関する情報を提供する必要があるようです。

#### 知的刺激で動機付け

Gさんは、来日6か月の2年生ですが、文型の練習でほとんど反応がなく、日本語指導担当の教員は、困っています。そんなある日、在籍学級でスリーヒントクイズをおこなったところ、楽しそうに参加したということを、学級担任から聞きました。そこで、次の日本語指導の時間に、「色と形」を表す形容詞・名詞の学習をした後に、スリーヒントクイズ作りをしました。Gさんは、知っている語を駆使して質問文を考え、「サッカーボール」、「とびばこ」など、いくつもクイズを作っていました。思考を刺激し、意味のある言語活動であることが、子どもの話す・書くことへの積極性を引き出したようです。

#### ①生活日本語/サバイバル日本語

(受入れ直後から)

日常生活のためにすぐに必要となる日本語の語彙・表現を教えます。例)「おなか、いたい!」、「先生、どこ?」、「トイレ、いいですか?」、「たまごアレルギー」

# ②日本語の基礎的な内容:発音、文字・表記、語彙、文型 (受入れ直後から)

発音と文字・表記はいっしょに、「ひらがな」から「カタカナ」+ 「漢字」へと教えます。低学年は、単語と一緒に発音や文字を 学びます。果物の言葉、動物の言葉などにグループ化して教え ると覚えやすくなります。高学年以上なら、五十音順に教えられ ます。

語彙・文型は、低学年は身近な生活場面を設定して、易しい構造の文型から教えます。できるだけ、ゲームなどの活動とともに練習をします。子どもにとって、意味のある活動として日本語を使う練習を組み立てましょう。中高学年以上は、文の構造を意識させて文型練習をすることもできますが、どんな時に利用するのかわかるように場面を設定し、また自分の気持ちや考えを伝えられるような会話やタスク活動で練習しましょう。

#### episode

# 日本語で説明する力は?

4年生のH君は、来日して3年になり、日常生活のおしゃべりはできます。担任の先生は、もう日本語の支援はいらないなと思っていました。ところが、ある日、算数の面積の求め方の学習で、H君が図を指さしながら「こうやって、こうやって…」と言うのみで、言葉では説明することができませんでした。担任の先生は、教科学習に参加するためには日本語がまだ十分に獲得できていないのだと気づきました。

#### ③技能別日本語の指導

(ひらがなの読み書きができるようになったら、読み書きを中心に)

高学年以上の児童生徒には、ひらがなの読み書きができるようになったら、1文単位の文型練習だけではなく、文章を読んだり書いたりする学習を積極的に始めましょう。

#### ④学習言語の学習(日本語と教科の統合学習)

(おしゃべりができるようになったら)

日本語だけではなく教科内容も同時に学べるような学習を組み立てて実施します。生活場面のおしゃべりの力を「生活言語能力」、学習場面で思考するのを助ける言語の力を「学習言語能力」と言いますが、学習言語の力を高めるための学習です。教科の内容を学びながら、思考し、読んだり書いたりするための日本語の力を高めます。文部科学省では、そのためのカリキュラムとして「ISLカリキュラム」を開発しています。

# ⑤教科の補修

(在籍学級の担任教員と相談しながら、必要に応じて実施)

# ⑥キャリア教育(進路指導)・市民性教育など

日本語や教科の学習の他に、できるだけ早い段階から、子どもが将来どこで住みどのように生きていくのかを選べるようにキャリア教育や進学のための指導をします。また、日本社会の市民として生活する力をつけるための市民性教育なども学校全体の取組みとして実施しましょう。

# ⑦子どもたちの母語や母文化の教育

(できるだけ早く開始し、定期的に実施)

難民の子どもたちによる母語や母文化の経験の有無を考慮し

ながら、母語・母文化の教育も導入しましょう。子どもたちの文 化資本として重要ですし、民族的なアイデンティティや親子関 係を良好に保つことにもなります。学校の国際理解の一環として、 あるいは人権教育に位置づけられます。学校が実施することで、 その言語・文化が価値づけられます。

#### episode

#### 大学に行ってみよう!

I君は、日本語教室の先生と、近くの大学を訪問しました。その大学には外国の子どもたちの支援をおこなっている学生グループがあります。その学生と一緒に、大学の施設を見学したり、留学生と交流したりしました。I君は、大学の建物や授業の様子、サークル活動など、これまで知らなかった世界に興味津々です。ベトナム語でベトナムからの留学生と話したときには高揚しているようでした。学校に戻るとI君は「大学って中学校と全然違う、大学入ろうかな…」と話します。日本語教室の先生は、自分の将来像を描くには、その場に行ってその場で生きる若者と直接交流することが大事だと思いました。

# (4) 指導の具体例と教材例

資料編で、指導例の掲載されているウェブサイトの情報をご紹介します。ご覧ください。

# (5) 社会参画までの道のりを支援する

ライフコースの視点をもち、子どもたちが将来どのように社会に参画するのかをイメージする学習の機会を設けましょう。(3)の④と⑥でも触れましたが、進路については小学生の時から意識を持つことが大事です。仕事や職場の具体例を示したり、高等学校や大学などの情報を提供したりするなどして、子どもたちが自分の未来を思い描き、切り開く道を示してください。

# 「5〕保護者への対応

難民として子どもをともない母国から逃れた保護者が気になっている点は子どもの教育です。「子どもに教育を受けさせたいから日本を選んで来日しました」という難民の方もいます。しかし、仕事をしながら、日本語を習得するのは大変ですし、日本の学校教育に関する情報がないなかで子どもの教育に取り組むには大きな困難があるようです。難民の方の安定した生活のためにも、子どもの教育への不安を解消できるように地域でのサポートが重要です。学校や地域の受入れ側が、難民の家族や保護者の状況や、日本の教育システムや教育環境が母国とは異なることを十分に理解して、支援をすることが求められます。以下、受入れ側として知っておきたいことと、保護者への子どもの教育の支援として有効な点を紹介します。

#### episode

# 伝わらないお知らせ

先週も学校から数種類のお知らせが配布されました。Jさんは、家に帰ると、お母さんに「今度、~があるって」と一言伝えたきり、お知らせは見せませんでした。

次の週に、先生がJさんに「お母さんからお返事は?」と尋ねると、「えっ?知らなかった」と言います。先生がランドセルの中を見てみると、お知らせが底にクシャクシャになって入ったままでした。Jさんは「だって、お母さん日本語読めないもん!」と言います。先生は、直接お母さんと話さなければと、改めて難しさを感じています。

# (1) 学校・地域の教育・支援者が知っておくべきこと

第三国定住難民の子どもたちを受け入れる学校では、次のような点を十分に理解した上で保護者と協力的な関係を築くことが期待されます。

#### ①親子のコミュニケーションギャップ

―日本語がわからない親と母語がわからない子―

#### I. 親:日本語習得の困難による問題

子どもに比べ、保護者の日本語習得には時間がかかります。仕事などで日本語学習の時間の確保が難しく、職場や地域でも日本語で交流する機会が少ないためです。特に男親には地域と関わる機会が少ないためか、日本語力が高まらないケースが見られます。保護者のなかには日本語力が上達してもできないと思い続けて、学校の行事や地域行事などに参加したがらない人もいます。そうした場合も学校の働きかけは大きな意味をもちます。学級担任が保護者会で難民の家族について説明し協力を呼び掛けてはどうでしょうか。子どもの教育を介して保護者同士の関係が生まれ、徐々に地域とのつながりも出来てくるでしょう。

#### II.子:母語を忘れる·母語の力が高まらない

一方、子どもは日本語での生活が長くなると、意識的に母語の学習をしなければ徐々に母語の力が後退するケースが多く見られます。家庭のなかで、親が母語で話し子どもは日本語で会話をするようになり、言語でのコミュニケーションが困難になる場合が少なくありません。

# ②学校に出向くことの意味

日本では、子どもの学習状況を保護者に理解してもらうために 保護者会や授業参観をおこないます。しかし、国によっては学校 に親が出向くのは子どもが問題を起こした時というところもあります。 保護者が学校に行くことの意味をきちんと理解してもらう必要があ ります。

# ③子育ての悩み相談

保護者は日本で育つ子どもの成長や変化についていけないこと

が少なくありません。自分の経験が子育てに活かせないと感じ、子 どもの育ちを理解できないまま、親子の距離が開きます。こうした 子育ての悩みを相談したくても、その相手がいない場合が多く、 先生や支援者からのちょっとした助言で救われます。

また、気持ちはあっても、子どもの学習をサポートできないことなどに後ろめたさを感じて学校に足を向けにくいと感じる保護者もいます。諦めずに保護者に声を掛けて、学校での子どもの様子を伝え続けることが大事です。

#### ④母語・母文化維持の重要さ

アイデンティティの形成には、家族間のコミュニケーションや母語・母文化に対する肯定感が重要です。その上では、家庭では母語で暮らすことが決定的な意味を持ちます。しかし、親が子どもに母語・母文化を学ばせようとしても、押し付けと反発する場合もあります。公的な場である学校が、かれらの母語・母文化を価値あるものとして取り上げ、その維持のために親をサポートすることが大事です。ただし、母語・母文化については家庭によって考え方が異なります。それを尊重しながら進めてください。

# ⑤入学時の書類記入

入学時には、手続きに必要な書類について丁寧で細かな対応が必要です。第三国定住難民の場合には母子手帳記入や健康診断がおこなわれ健康記録はしっかりしています。それ以外の難民の場合には、それらの有無の確認から始めます。給食費・学年費などの口座振替手続き、生活調査書、健康カードなどの記入は、漢字表記ですし日本語の表現がわからないということを想定して支援する必要があります。

#### episode

## 母語がわからない

K君は幼児期に来日して4年、家でもほぼ日本語で過ごしています。一方、お父さんは日本語がなかなか上達せず、家庭ではカレン語(ミャンマーのカレン族の言語)で話をしてきました。ところが、最近、K君は「お父さん、日本語話して!なんでできないの?!」とカレン語では応じなくなっています。お父さんは「ごめんごめん」と応えます。このK君の苛立ちは、お父さんへの不満だけではなく、カレン語がわからなくなって家族とのコミュニケーションが取れなくなっている自分へのものでもあるようです。

# (2)家族支援という考え方 ―子どもの生活・学習環境 整備のための地域生活の安定

難民の家族が地域住民として関係性を築くことが、子どもの教育環境を整えることにもなります。第三国定住難民の場合は、定住について事前に通知があるので、町会、自治会の長に挨拶や根回しをお願いしておくと良いです。子どもの教育に関しても協力を依頼して定住について話し合いをしておきましょう。

以下は、子どもの生活・学習環境である地域と難民家族が関係を築く上で重要な点です。地域の住民に支援・協力をいただくときに留意しましょう。

# ①地域住民となるために何をすべきかわからない

日本語に自信がないので、なかなか難民自身からは働きかけが 難しい状況です。地域住民の側から声がけをして、地域活動(例: 地域清掃、子どもの見守りなど)でやってもらいたいことを具体的に伝え てもらいましょう。

ただし、文化的な差異や経済的状況などに配慮が必要であることも伝えてください。一方的な押し付けにならないように気をつける必要があります。

#### ②子どもを介して地域住民になれる

地域子ども会、地域のスポーツクラブなどの活動への参加により、子どもを介して家族と地域住民との交流が図れます。地域の活動で、難民の子どもたちに積極的に接してもらいましょう。

#### ③行政や関係機関同士で連携する

家族の安定的な生活は、子どもの生活・学習の基盤となります。 関連のある地域調整課、福祉課、子ども家庭課、社会福祉協 議会などと連携して見守り、難民家族を支援することが大事です。 問題が生じた場合は、協力して手を差し伸べつつ自立を促すよう にしましょう。

# (3) 保護者に伝えること

### ①日本の教育システム

小学校6年間、中学校3年間が義務教育で、義務教育以外の教育機関(高等学校、専門学校、大学など)に進むには必ず入学試験があります。

公立・私立の違い、学校の種別、日本社会で働くこと、職種などについて、情報提供したり現場を見せて説明したりすると子どもの将来像が描けるようになります。

# ②教育費

義務教育は無料と言われているのでお金が掛からないと思われますが、給食費、教材費などの費用がかかることを伝えます。

- ●小学校入学時にはランドセル、防災頭巾、鍵盤ハーモニカ(ピアニカ)、 体操着、上履きなど
- ●中学校入学時には制服、靴、カバン、体操着などの購入

また高等教育では高額な教育費が必要となることも伝えます。

#### ③地域住民になることの重要性

定住していくためには地域住民の一員になることが重要で、家に閉じこもらないで積極的に地域・学校行事に参加することを伝えます。

#### ④部活動(部活)

中学生になると多くの子どもが部活に所属します。運動部と文 化部があり、活動にはユニホーム代、遠征費、部費などがかか ること、子どもにとっては友達を作る良い機会になることを伝えます。